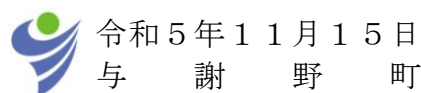


Press Release

報道各社 御中



【11月22日(水)】

与謝野町の新規文化財指定等の報道発表を行います ～新たに3件を指定～

与謝野町教育委員会では、以下のとおり「与謝野町の新規文化財指定等の報道発表」を行いますので、お知らせします。

- 1. 日時** 令和5年11月22日(水) 午前10時00分～10時40分
- 2. 場所** 加悦保健センター元気館2階資料室(与謝野町字加悦433番地)
- 3. 新規の指定等文化財に関して**
 - (1) 雲龍図綴錦(後野区宮本町芸屋台「愛宕山」見送幕)
 - (2) 三仙人図綴錦(金屋区芸屋台見送幕)
 - (3) 黄地蜀江襷に丸唐花文様繻珍錦(三河内区奥地町内会山屋台「倭文山」水幕)
- 4. 文化財指定等までの過程**

(1) 与謝野町教育委員会 指定等の諮問	令和5年8月29日
(2) 与謝野町文化財保護委員会 答申	令和5年10月4日
(3) 与謝野町教育委員会 指定等の承認議決	令和5年10月26日
(4) 与謝野町文化財の指定等の告示	令和5年12月中予定(指定日)
- 5. その他**

新規の指定等文化財の概要は別紙をご参照ください。
当日は、会場内に現物を展示します。

問い合わせ先

教育委員会事務局
社会教育課 文化財保護係
担当：加藤
電話：0772-43-9026

与謝野町の文化財の新規指定等について

■ 物件

- ・ 名称：雲龍図綴錦（後野区宮本町芸屋台「愛宕山」見送幕）
うんりゅうずつづれにしき（うしろのくみやもとちょうげいやたい「あたごやま」みおくりまく）

数量：1枚

規模：縦165.5cm×横115.5cm（本紙内寸）

区分：指定

類型：有形文化財＞美術工芸品＞工芸品

年代：文政8年（1825）製作

評価：本物件は、江戸後期の文化爛熟期である文政年間に我が国で製作された綴織の幕と想定され、染織史上の高い価値を有するものである。また、当地域の氏神祭りにおける芸屋台の展開を示し、民俗芸能史上の高い価値を有するものである。



- ・ 名称：三仙人図綴錦（金屋区芸屋台見送幕）
さんせんになんずつづれにしき（かやなくげいやたいみおくりまく）

数量：1枚

規模：縦166.5cm×横111.2cm（本紙内寸）

区分：指定

類型：有形文化財＞美術工芸品＞工芸品

年代：寛政2年（1790）製作

評価：本物件は、寛政年間（寛政2年（1790））の早くに特異といえる西洋の綴織技法ゴブラン織を倣った綴織製作が既に行われていたことを示すものとして、染織史上の高い価値を有するものである。また、当地域の氏神祭りにおける芸屋台の展開を示し、民俗芸能史上の高い価値を有するものである。



- ・名称：黄地蜀江襷に丸唐花文様繻珍錦（三河内区奥地町内会山屋台「倭文山」水幕）

きじしよっこうたすきにまるからはなもんようしゅちんにしき（みごちくおくじちょうないかいやまやたい「しどりやま」みずまく）

数量：1枚

規模：縦：68.8cm×横：965.0cm

区分：指定

類型：有形文化財＞美術工芸品＞工芸品

年代：清朝の17世紀後半～18世紀中頃の製作

評価：本物件は、織物全面に相当な変褪色が見られるものの、縫い込まれ

ている部分には中国織物特有の様式と鮮やかな色調を見ることができ、中国製の希少な二重緞子織物であり、染織史上の高い価値を有するものである。また、当地域の氏神祭りにおける山屋台の展開を示し、民俗芸能史上の高い価値を有するものである。



以上、3件

■指定等までの過程

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 与謝野町教育委員会 指定等の諮問 | 令和5年8月29日 |
| 2 与謝野町文化財保護委員会 答申 | 令和5年10月4日 |
| 3 与謝野町教育委員会 指定等の承認議決 | 令和5年10月26日 |
| 4 与謝野町文化財の指定等の告示 | 令和5年12月中の予定（指定日） |